

令和4年度事業計画について

I 事業の運営方針

令和4年度は、「第4次中期経営計画」の後継計画として新たに策定した「第5次中期経営計画」（対象期間：令和4年度～令和8年度）の初年度にあたる。

令和3年度をもって指定管理事業が終了するため、同計画においては、勤労者福祉共済事業及びシルバー人材センター事業を当財団事業の二本柱として位置付け、それぞれの事業について課題を洗い出し、その課題に向けた具体的な取り組み内容を盛り込んでいる。

両事業について具体的な取り組みを進めることにより「勤労者をはじめとする市民の福祉の向上と活力ある地域社会づくりに寄与する」という当財団の目的の達成を目指すものである。

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、昭和47年11月の神戸市による事業開始から50年の節目の年を迎える。

神戸市から事業移管を受け5年が経過し、当財団の自主事業として会員ニーズの把握に努め、従来から提供している地域密着型サービスの充実を図ってきた。

令和3年度には、会員企業等からの要望が強かったサービスの広域化を効率的に展開するため、民間の福利厚生代行サービスを導入し、全国型サービスの充実を図ったところである。

令和4年度については、引き続き、地域密着型サービスと全国型サービスとの相乗効果の発揮を図ることにより、会員である勤労者の福祉のさらなる増進を図る。

シルバー人材センター事業は、高年齢者に対する生きがいづくりの場としての就業機会の提供の重要性が、社会的要請として益々高まっている。

令和4年度においては、オンライン入会手続きの充実や契約の大半を占める請負・委任に係る就業の適正化に積極的に取り組むとともに、請負・委任になじまない就業については、派遣事業への切り替えを図っていく。

会員の安全就業対策については引き続き推進し、就業中の事故防止に努める。

II 勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業 事業計画

勤労者福祉共済（ハッピーパック）事業は、市内中小企業の事業主と当財団が協力し、従業員の福利厚生事業を実施することにより、従業員の意欲向上や定着、人材の確保など中小企業等の振興に寄与することを目的としている。

神戸市からの事業移管後4年が経過し加入促進等の効果はあるものの、大規模事業所の退会が一定あるため、会員数の減少が続いているのが現状である。

令和4年度は、第5次中期経営計画に掲げた具体的取組み内容を進めることにより、更なるサービスの充実及び加入促進・退会抑止につなげる。

（1）地域密着型サービスの充実

従来から実施している「健康・相談・支援事業」、「レクリエーション事業」などの地域密着型サービスの充実への取組強化を進めるとともに、新たな会員ニーズへの適応として、子育て世代のニーズに対応した新たな子育て支援サービスの提供や、子供向けイベント、親子体験教室など若い世代をターゲットにしたサービスの拡充を検討する。

令和4年度は会員へのアンケートを実施することにより会員のニーズを的確に把握し、サービス全般における見直し、拡充、リニューアルの検討・企画を行い、5年度以降の実施を図る。

① 健康・相談・支援事業

(ア)人間ドック等の利用補助 (イ)法律、心の健康相談 (ウ)子育て支援事業 (エ)家庭常備薬のあっせん 等

② レクリエーション事業

(ア)わくわくセレクション (イ)保養所利用助成 (ウ)パック旅行費用の割引及び助成 (エ)映画、観劇チケット等の割引斡旋 (オ)日帰りバスツアー (カ)レジャー施設やスポーツクラブ等の利用割引 (キ)スポーツ大会、バンド・パーティ、夏休み・春休み親子体験教室 等

（2）全国型サービスの拡充

令和3年度より、従来の地域密着型サービスに加え、民間の福利厚生サービス事業者と提携し、ハッピーパック「ぷらす」として全国型サービスの充実を図っている。

令和4年度においては、これらサービスのさらなる充実を図ることにより、地域密着型サービスとの補完、相乗効果により一層の加入促進につなげる。

① ハッピーパック「ふらす」の概要

(ア)全国 1,000 以上の遊園地・テーマパークなどのレジャー施設 (イ)20,000 軒以上の宿泊施設 (ウ)1,000 以上の日帰り湯施設 (エ)40,000 店以上のカジュアルグルメ店等 (オ)これまで未提携の全国系列映画館 (カ)その他 200,000 以上の施設利用

(3) I C T 化の推進

社会情勢の変化や新たな会員ニーズに適応した利便性の向上を進めるため、決済のキャッシュレス化、会員企業等とのデータ連携、ホームページの機能拡充など I T C 化を推進する。

令和 4 年度は、システム更新の調査及びこれに基づく実施計画を策定する。

(4) 共済給付事業の実施

市の直営事業を承継した給付事業として、(ア)結婚・出産祝金、入学祝金、卒業・成人祝品、還暦祝品、死亡弔慰金、傷病見舞金の「慶弔給付」及び(イ)同一企業で会員資格を得てから 5・10・20 年勤務された会員に贈呈する「永年勤続褒賞記念品支給」の 2 事業を実施する。

III シルバー人材センター事業 **事業計画**

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、市内在住で 60 歳以上の高年齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業」を通じた生きがいづくりの場を提供している。

シルバー人材センター事業は、フレイルの予防の三本柱である「栄養」、「運動」、「社会参加」のうち、「運動」と「社会参加」に役立ち、市民の健康寿命延伸にも寄与できる事業である。

人口減少社会の到来により、生産年齢人口の割合は減少し、出生数が減少するとともに、高齢化率は更に高まり、労働力不足が顕在化する。

このような状況のなか、シルバー人材センター事業の重要性は増々高まる。

今後会員がより高齢化することが予想されるが、引き続き就業を通じた生きがいづくりの場を提供し、高年齢者の福祉の増進と活力ある地域づくりに貢献していく。

(1) 会員確保と意識・能力向上

① 新規会員確保

月 1 回定例で開催していた入会希望者説明会は、会場である勤労会館が 6 月に閉館するため、他会場における開催を検討するとともに、6 月より専用サイトからいつでも入会手続きができるようオンライン入会説明会を充実させ、利便性を高めることで新規会員確保に努める。

なお、オンライン入会説明会が利用できない方には、電話等により説明会資料・申込書を送付するなど柔軟に対応していく。

② 会員の意識・能力向上・フォローアップ

市民が安心してサービスを利用できるよう、刈払機の実技講習の実施や、入会希望者説明会やシルバー人材ニュースにより（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が開催する技能講習会の受講案内を行うなど、「リスクリミング」により会員の意識・能力向上を図っていく。

また適正就業の推進により増加している派遣会員に対しても、ビジネスマナーや接遇、労働法規などの講習会を継続して実施していく。

さらに適正就業に向けて就業場所を訪問しているが、これにあわせて就業状況を聞き取るなど、会員のフォローアップを行う。

(2) 安全・適正就業

① 安全就業の環境づくり

会員がより高齢化するなか、事故の発生を防ぐため、入会時に「安全就業の手引き」を配布するとともに、就業紹介時に意識啓発を行う。

また、毎月発行する「安全就業だより」やホームページなどを通じて、安全第一の就業の徹底を図る。

特に傷害事故の大半を占める転倒による事故の減少を図るため、神戸市と連携を図りながら、フレイル予防などの啓発を「安全就業だより」に掲載し注意喚起を図る。

さらに現場安全巡回を継続し、安全上の課題等を確認していく。

② 適正就業の推進

現在取組みを進めている適正就業について、継続した検証を行い、指揮命令があるなど請負・委任になじまない就業については、兵庫県シルバー人材センター協会が実施する労働者派遣事業（シルバー派遣事業）への切替えを依頼するなど、就業形態に合わせた契約を締結する。

併せてワークシェアリングを進め、より多くの会員の就業機会を確保する。

(3) 神戸市との連携

神戸市の高齢者就業促進に関する取組みに積極的に連携・協力し、高齢者の就業機会拡大に寄与する。

(4) シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業

シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業の実施事務所として、高年齢者の就業に適した、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務への雇用を希望する高年齢者の求職活動を支援する。